

大阪市介護保険条例の一部を改正する条例案

大阪市介護保険条例（平成12年大阪市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第3項並びに第6条第1項及び第3項中「同条第2項」を「同条第3項」に改める。

第17条第1項中第6号を第18号とし、同号の前に次の6号を加える。

(12) 指定介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査 1件につき30,000円

(13) 指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき10,000円

(14) 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域の外にある場合であって、当該申請をする者が当該事業所についてその所在地の市町村長による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けているときにおける当該申請を除く。）に対する審査 1件につき30,000円

(15) 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域の外にある場合であって、当該申請をする者が当該事業所についてその所在地の市町村長による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けているときにおける当該申請を除く。）に対する審査 1件につき10,000円

(16) 指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査 1件につき30,000円

(17) 指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき10,000円

第17条第1項中第5号を第11号とし、第1号から第4号までを6号ずつ繰り下げ、同項に第1号から第6号までとして次の6号を加える。

(1) 指定居宅サービス事業者の指定の申請に対する審査 1件につき30,000円

(2) 指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき10,000円

(3) 指定地域密着型サービス事業者の指定の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域の外にある場合であって、当該申請をする者が当該事業所についてその所在地の市町村長による指定地域密着型サービス事業者の指定を受けているときにおける当該申請を除く。）に対する審査 1件につき30,000円

(4) 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域の外にある場合であって、当該申請をする者が当該事業所についてその所在地の市町村長による指定地域密着型サービス事業者の指定を受けているときにおける当該申請を除く。）に対する審査 1件につき10,000円

(5) 指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査 1件につき30,000円

(6) 指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき10,000円

第17条中第4項を第5項とし、同条第3項中「第1項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる申請に係る2の事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする者が、同時に当該申請をする場合（当該申請に係る2の事業においてそれぞれ提供されるサービスが同種のものとして市規則で定めるものである場合に限る。）における当該申請に対する審査については、同欄に掲げる申請の区分に応じ同表の右欄に定める額の手数料を当該申請をする者から徴収する。

前項第1号及び第12号の申請	35,000円
前項第2号及び第13号の申請	10,000円

前項第 3 号及び第14号の申請	35,000円
前項第 4 号及び第15号の申請	10,000円

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 4 条第 1 項及び第 6 条第 1 項の改正規定 公布の日
- (2) 第17条の改正規定 平成26年10月 1 日

平成26年 2 月 28 日提出

大阪市長職務代理者

大阪市の市長 村 上 龍 一

説 明

指定居宅サービス事業者の指定等の申請に対する審査に係る手数料を定めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市介護保険条例（抄）

（特例居宅介護サービス費等の額）

第4条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項の規定により支給する特例居宅介護サービス費の額は、同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により**第3項**

り算定した費用の額の100分の90に相当する額とする。

2 省 略

3 法第47条第1項の規定により支給する特例居宅介護サービス計画費の額は、同条第2項に規**第3項**

定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

4 - 5 省 略

（特例介護予防サービス費等の額）

第6条 法第54条第1項の規定により支給する特例介護予防サービス費の額は、同条第2項に規**第3項**

定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分の90に相当する額とする。

2 省 略

3 法第59条第1項の規定により支給する特例介護予防サービス計画費の額は、同条第2項に規**第3項**

定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

4 省 略

（手数料）

第17条 法の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

(1) 指定居宅サービス事業者の指定の申請に対する審査 1件につき30,000円

(2) 指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき10,000円

(3) 指定地域密着型サービス事業者の指定の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域の外にある場合であって、当該申請をする者が当該事業所についてその所在地の市町村長による指定地域密着型サービス事業者の指定を受けているときにおける当該申請を除く。）に対する審査 1件につき30,000円

(4) 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請（当該申請に係る事業所が本市の区域

の外にある場合であって、当該申請をする者が当該事業所についてその所在地の市町村長による指定地域密着型サービス事業者の指定を受けているときにおける当該申請を除く。) に対する審査 1件につき10,000円

(5) 指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査 1件につき30,000円

(6) 指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき10,000円

(1)-(5) 省略
(7) (11)

(12) 指定介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査 1件につき30,000円

(13) 指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき10,000円

(14) 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請 (当該申請に係る事業所が本市の区域の外にある場合であって、当該申請をする者が当該事業所についてその所在地の市町村長による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けているときにおける当該申請を除く。) に対する審査 1件につき30,000円

(15) 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請 (当該申請に係る事業所が本市の区域の外にある場合であって、当該申請をする者が当該事業所についてその所在地の市町村長による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けているときにおける当該申請を除く。) に対する審査 1件につき10,000円

(16) 指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査 1件につき30,000円

(17) 指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査 1件につき10,000円

(6) 省略
(18)

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる申請に係る2の事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする者が、同時に当該申請をする場合 (当該申請に係る2の事業においてそれぞれ提供されるサービスが同種のものとして市規則で定めるものである場合に限る。) における当該申請に対する審査については、同欄に掲げる申請の区分に応じ同表の右欄に定める額の手数料を当該申請をする者から徴収する。

前項第1号及び第12号の申請	35,000円
前項第2号及び第13号の申請	10,000円
前項第3号及び第14号の申請	35,000円
前項第4号及び第15号の申請	10,000円

$\frac{2}{3}$ 前項の規定による手数料は、申請の際、納付しなければならない。ただし、市長が特別の
前2項

事由があると認めるときは、後納することができる。

$\frac{3}{4}$ 市長は、特別の事由があると認めるときは、第1項及び第2項の規定による手数料を減額し、

又は免除することができる。

$\frac{4}{5}$ 省 略